

産業廃棄物管理計画書

令和 7 年 6 月 30 日

福島県知事



提出者

住所 福島県双葉郡大熊町大字熊字錦台182-1

氏名 東京パワーテクノロジー株式会社

福島原子力事業所 所長 小暮 俊

電話番号 0240-30-5100

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東京パワーテクノロジー株式会社 福島原子力事業所
事業場の所在地	福島県双葉郡大熊町大字熊字錦台182-1
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類 D 建設業 中分類 06総合工事業
②事業の規模	完成工事高（エリア内 59,404百万円）
③従業員数	全社 2,443名（エリア内 718名）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	ガラス・コンクリート陶磁器くず⇒破碎選別⇒再生利用又は埋立処理 ガラス・コンクリート陶磁器くず⇒埋立処理。 がれき類⇒破碎処理又は焼却⇒再生利用 混合廃棄物⇒破碎、選別処理⇒再生利用又は埋立処理 混合廃棄物⇒埋立処理 汚泥⇒焼却、熱分解処理⇒再生利用 汚泥⇒埋立処理 金属くず⇒破碎、切断、選別処理⇒再生利用又は埋立処理 廃アルカリ⇒中和、焼却処理⇒再生利用又は埋立処理（沈殿物） 廃酸⇒焼却⇒再生利用（沈殿物） 廃プラスチック⇒破碎、選別、焼却処理⇒再生利用又は埋立処理 木くず⇒ 破碎処理⇒再生利用 廃油⇒焼却処理 ⇒埋立処理。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物総括責任者 (本社)

廃棄物総括管理担当者 (本社)

↓

↓

←----- 環境管理事務局 (本社)

↓

環境管理単位 (事業所、事務所およびセンター) 福島原子力事業所

廃棄物管理責任者 (各所属長)

広野事務所

廃棄物管理担当者 (各所担当)

復興支援センターおよび各作業所

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	前年度 (令和6年度) 実績		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 県内の各事務所で、環境管理組織を構築し、リサイクル率向上のための分別などの活動及び適正処理の運用を行っている。		
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も継続して環境管理組織を構築し、リサイクル率向上及び適正処理のための活動を実施する。 工事の種類により発生する廃棄物が異なるが、種類に応じた排出量の抑制を行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類他10種類に分別し、分別可能な廃棄物については、分別後保管している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別可能な産業廃棄物はできるだけ分別し、再生およびリサイクル処理へ委託する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	前年度（令和 6 年度）実績		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	前年度（令和 6 年度）実績		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	前年度（ 令和 6 年度）実績		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	目標		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	前年度（ 令和 6 年度）実績		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	（これまでに実施した取組）		
	県内の各事務所で、環境管理組織を構築し、リサイクル率向上のための分別などの活動及び適正処理の運用を行っている。		

(第5面)

②計画	目標		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	今後も継続して環境管理組織を構築し、リサイクル率向上及び適正処理のための活動を実施する。 工事の種類により発生する廃棄物が異なるが、種類に応じた排出量の抑制を行う		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

[illegible]